

津市立栗真小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等の対策組織

組織の名称 栗真小学校いじめ防止対策委員会
(以下 いじめ防止委員会と表記)

組織の構成 基本的に校長・教頭・生徒指導担当・養護教諭・担任とします。
必要に応じて、スクールカウンセラー・相談機関・民生委員児童委員等の
方々と連携します。

いじめ防止委員会の開催

対処すべき事案があれば速やかに開催し、対応について協議します。

- ・いじめの情報について共有
- ・事実の聴きとり
- ・対応・指導の決定
- ・保護者との連携

2 いじめ問題についての基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての子どもに関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければなりません。

また、全ての子どもがいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止対策は、いじめが、いじめられた子どもの心身に影響を及ぼす許されない行為であることについて十分理解できるようにしなければなりません。

(2) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

「この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」

なお、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要であり、いじめられた子ども本人や周辺の状況等の客観的な事実確認を行うことが大切です。

(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも、起こり得るものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもたちが入れ替わりながら被害も加害も経験しています。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせることがあります。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ 金品をたかられる
- ⑤ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑥ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑦ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

なお、これらの「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、その場合は、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要です。

(4) いじめについての基本認識

次のような認識をもって指導にあたります。

- ① いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ② いじめられている子どもを徹底して守り通す。
- ③ いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- ④ いじめを積極的に認知して解消を図ることが重要である。
- ④ いじめは、行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑤ いじめは、学校、家庭、地域等すべての関係者が、社会総がかりで取り組むべき問題である。

3 いじめの未然防止 いじめを生まない土壌づくり

(1) いじめについての共通理解

- ① いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で、全教職員の共通理解を図ります。
- ② 子どもたちに対しても、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していきます。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- ①学校の教育活動全体を通じて、子どもの社会性を育むとともに、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、お互いの人格を尊重する態度を育てます。
- ②子どもが円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てます。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- ①いじめ加害の背景に様々なストレスが関わっていることを踏まえ、一人一人を大切にされた分かりやすい授業づくりや、子どもたちの人間関係を把握して一人一人が認められるような集団作りを進めていきます。
- ②ストレスに適切に対処できる力を育みます。
- ③教職員の不適切な認識や言動が、子どもを傷つけたり、いじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方には細心の注意を払います。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育成

- ①子どもたちが、日常の様々な場面で、自分も他の人も大切にされているという実感が持てるように努めます。
- ②子どもたちが、認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、子どもの自己有用感が高められるよう努めます。
- ③自己肯定感を高められるよう、人との関わりの中で、自分の長所にも短所にも気づきながら、いろいろなことを乗り越える体験の機会を設けていきます。

(5) 子ども自らがいじめについて学び、取り組む機会の設定

- ①相手の思いを考える力や、命の尊さを学ぶ人権学習の取組を充実させます。
- ②学級活動や児童会活動など自主的実践的な活動を通して、子どもがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取組を推進します。

4 いじめの早期対応

(1) 小さな変化に対する敏感な気づき

- ① 休み時間等に共に過ごす機会をとらえ、子どもたちの様子に目を配るとともに、子どもたちが形成するグループやそのグループ内の人間関係の把握に努めます。気になる言動を察知した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたります。
- ②日常生活の中における教職員の声かけ・雑談等、子どもが日頃から雑談できる環境をつくります。
- ③ 日記や連絡帳等の活用によって、担任と子ども・保護者が日頃からコミュニケーションをとり、信頼関係を構築します。
- ④ いじめ実態調査アンケートは、発見の手立ての一つであると認識し、実態に応じて随時実施します。

- (2) 保護者との信頼関係を確立することで、家庭訪問や家庭連絡等を通して、子どもに関する情報交換ができるようにします。
- (3) 地域の通学路見守り隊等のボランティアや自治会、民生委員・児童委員等からも、いじめに関する情報が入る協力関係を築きます。

5 いじめに対する措置

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ① いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
また、「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴します。
いじめを受けた子どもやいじめを知らせてきた子どもの安全を確保します。
- ② 発見・通報を受けた教職員は、「いじめ防止委員会」に直ちに情報を伝えます。その後、委員会が中心となり、速やかにいじめの事実の確認を行います。事実確認の結果は、校長が教育委員会、被害加害双方の保護者に連絡します。
- ③ いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるとき、学校は警察と相談して対処します。子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報します。

(2) いじめられた子ども・その保護者への支援

- ① いじめられた子どもから事実関係を聴き取り、家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えます。子どもや保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、子どもの安全を確保します。
- ② いじめられた子どもが安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう必要な措置をとり、環境整備を図ります。状況に応じて外部専門家の協力を得るようにします。

(3) いじめた子どもへの指導・その保護者への助言

- ① いじめたとされる子どもからも事実関係を聴き取り、いじめが確認された場合、いじめをやめさせると同時に、再発を防止する措置をとります。
- ② 迅速に保護者に連絡し、保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言も行います。
- ③ いじめた子どもへは、自らの行為の責任を自覚させる指導をします。なお、いじめの背景にも目を向け、いじめた子どもの安心・安全、健全な人格の発達に配慮して指導します。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

- ①いじめを見ていたり、見て見ぬふりをしたりした子どもに対しても、自分の問題として捉えさせます。
- ②はやしたてるなど同調していた子どもに対しては、いじめに加担する行為であることを理解させます。
- ③学級全体には、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせる指導をします。

(5) ネット上のいじめへの対応

- ①ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を取ります。なお、子どもの生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察に通報し協力を求めます。
- ②学校において情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解と協力を求めていきます。

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

- ①いじめにより当該学校に在籍する子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
例：(ア) 子どもが自殺を企図した場合
(イ) 身体に重大な傷害を負った場合
(ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
(エ) 精神性の疾患を発症した場合

- ②いじめにより当該学校に在籍する子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態発生の報告

重大事態が発生した場合、津市教育委員会に報告し、直ちに対応します。

7 保護者・地域との連携

(1) 保護者の役割

- ①保護者は、子どもの教育について責任を持ち、いじめを行うことのないように規範意識を養うための指導を行い、いじめを受けた場合には適切にいじめから保護します。
- ②保護者は、家庭での役割が重要であることを認識して、いじめ防止等に関する措置に協力します。

(2) 保護者の役割

- ①子どもが安心して過ごすことができる環境をつくるのが、地域社会の大切な役割であることを認識して、地域において大人が子どもを守ります。
- ②地域住民が、いじめを発見したり、いじめの疑いを認めたりした場合は、学校や関係機関に速やかに情報提供や相談を行います。

(3) 学校・保護者・地域の連携

学校は、懇談会等の機会を利用して、いじめの実態や指導方針等の情報提供を行ったり、学年通信や地域にも発信している学校だよりを通して協力を呼びかけたりして、保護者や地域との連携を推進します。

8 相談窓口

次の相談機関が いじめに関する通報及び相談を受け付けます。

- (1) 津市青少年センター
電話・面接相談（電話 2 2 8 - 4 6 5 5）
メール相談（ tsu-seishonen@zc.ztv.ne.jp ）
- (2) 津市教育研究所
所内教育相談（電話 2 2 3 - 4 3 8 0）
久居教育相談室（電話 2 5 4 - 0 6 6 0）

9 その他

この方針は必要に応じて修正を行います。